

# 令和7年度 東京都児童相談体制等検討部会ワーキンググループ第1回

## < 議事要旨 >

### 1 会議概要

#### (1) 開催日時

令和7年6月2日(月) 15時00分から17時30分まで

#### (2) 開催方法

対面開催

### 2 内容

#### (1) 東京都福祉局総合連携担当部長挨拶

#### (2) 委員紹介

#### (3) 議事

##### ア 令和7年度児童相談体制等検討会における検討部会・ワーキンググループについて

###### 【主な内容】

- ・ 令和6年度児童相談体制等検討会の下に検討部会及びワーキンググループが設置され、「ケース移管や家庭復帰に係るルール等の確認・検証」、「児童虐待相談等の連絡・調整に関する基本ルール(以下、「東京ルール」と記載)の運用状況の検証・見直し」について議論した。本年度は、昨年度の議論を踏まえ、ワーキンググループにおいて引き続き実務的な議論を行い、検討を進めたうえで、検討部会に諮っていく。
- ・ ワーキンググループの本年度の到達点は、業務の標準化の内容を議論し、取りまとめた上で、実務者へ周知、理解・浸透を促進すること。具体的には、転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの移管及び情報提供等に関する申し合わせ(以下、「全国ルール」と記載)の解釈等に関する共通認識を持ち、「ポイント」を策定する。また、東京ルールに関する見直しの検討や、児童相談所と子供家庭支援センターの円滑な連携に向けた「ポイント」を策定する。それぞれの「ポイント」を実務者へ周知し、理解・浸透を図っていく。
- ・ 本年度、ワーキンググループは年度前半に4回開催予定。その後、検討内容を検討部会、検討会に諮った後、来年1月頃に第5回を実施予定。

##### イ 令和6年度ワーキンググループにおける検討結果

(※資料P5及びP6を参照)

## ウ ケース移管についての検討

### 【主な内容】

- ・ R6 年度検討部会の意見を踏まえたワーキングにおける検討の方向性（資料 P8）を確認の上、R6 年度ワーキンググループでまとめられた R7 年度の議論のポイント（資料 P9）及び追加議題について、都児相・区児相・子家セン各々の視点から意見交換を行った。
- ・ 下記項目において、(ア) 及び (エ) については、グループワークによる意見交換を実施後、全体意見交換を実施した。

### (ア) 対応の整理が必要な事項

3つの事例を用いて、それぞれの項目に係る事務局案を基に、下記(1)～(5)について検討した。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 移管元児相から移管先児相への第1報のタイミング</li><li>(2) 移管先児相の受理のタイミング</li><li>(3) 転居後の安全確認を誰がどのように行うか</li><li>(4) 移管先児相に提供すべき資料の内容、種類</li><li>(5) 追加調査を誰がどのように行うか</li></ul> |
|--|

### 【意見交換】

#### ○事例1（※資料 P11）

##### (1) 移管元児相から移管先児相への第1報のタイミング

- ・ 転居前に移管先に連絡があったほうがスムーズに移管できるが、急に親子の意向が変わったり、事前の見学で入所希望先が変わる場合もあるので、例えば入所予定日が決まっている等の転居の確実性がある段階で第一報をするのがスムーズ。
- ・ その後の動きがスムーズになるように、このような状況で今動いているケースがあると、情報提供の意味合いで入所予定の段階で一報し、移管の連絡については実際に体が動き転居してから具体的な調整に入る。
- ・ 子家同士のやり取りの状況を確認の上で一報する。

##### (2) 移管先児相の受理のタイミング

- ・ 一報を受け緊急受理会議を実施するが、受理保留又は受理否とし、転居後に受理する。
- ・ 転入予定の母子生活支援施設や、地域関係機関への調査・情報収集をスムーズに行うため、転居予定の一報を受けた時点で受理する。

##### (3) 転居後の安全確認を誰がどのように行うか

- ・ 支援元子家が母子生活支援施設入所の際に一緒に動き、移管元児相または移管先児相も同行する。

- ・ 移管元の子家が主導で対応し、移管元児相または移管先の児相いずれかが同行する。
- ・ 遠方でなければ移管元児相が対応する。遠方であれば調査依頼を出す。

#### (4) 移管先児相に提供すべき資料の内容、種類

- ・ 特段の意見無し（事務局案のとおり）

#### (5) 追加調査を誰がどのように行うか

- ・ 関係者会議には、母子生活支援施設も参加したほうがよい。
- ・ 移管元児相は、調査中移管として転居地管轄児相へ移管する。

### ○事例2（※資料P12）

#### (1) 移管元児相から移管先児相への第1報のタイミング

- ・ 家庭復帰先が遠方でなければ、移管元児相が家庭復帰先の環境・祖父母の養育力調査を行った上で、移管先児相へ一報する。
- ・ 移管先児相へ一報を入れつつ、家庭環境調査の依頼をすることもある。
- ・ 方針が決まった時点で、早い段階で移管先児相へ情報提供する。

#### (2) 移管先児相の受理のタイミング

- ・ 祖父母宅に子が移ったタイミングで受理する。

#### (3) 転居後の安全確認を誰がどのように行うか

- ・ 基本的には移管元児相が行うが、可能であれば移管先児相（移管先管轄地の子家）も同行する。

#### (4) 移管先児相に提供すべき資料の内容、種類

- ・ 児童福祉司指導措置決定通知書の写し
- ・ 移管元児相が保護者と交わしている約束事や説明資料
- ・ 子の発達・心理検査等の結果、子の関わり方に関する心理所見等

#### (5) 追加調査を誰がどのように行うか

- ・ 再統合へのスケジュール感、何を目標に、いつまでに何をするのか共有しないと、移管を受けてもらえない等の課題が生じるかもしれない。事前協議や関係者会議でその都度目標を決めて進める必要がある。
- ・ 子が家庭復帰する前に、移管元児相が移管先管轄の子家へ一報し、関係者会議を実施する。
- ・ まだ居住実態がないため受理はせず、関係者会議にも出ない。
- ・ 家庭復帰の際に移管元児相が指導をかけ、交流の枠組みや指導内容を組み立てた上、指導中移管として移管先児相へ引き継ぐ。
- ・ 子の生活場所を管轄する移管先児相が対応する。祖父母宅での子の生活状況を確認し、親子の状況を見つつ面会交流等のルール作りも移管先児相が対応する。
- ・ 移管先児相が主として対応する場合、管轄内にいない親権者に対して指導する難しさが

ある。

- ・ 親権者の父母が子の居住地へ転居したタイミングで移管すると事前協議していた場合に、父母がなかなか転居せず、祖父母のみでの子の養育が長期化してしまった際に、移管のタイミングをどうするか、整理が必要。
- ・ 引き取り環境のアセスメントから区市町村を入れてほしい。子がいない状態でのアセスメントは難しいかもしれないが、親族引取後に養育不調をおこすことも多い。
- ・ 本ケースのように、一時保護後に父母宅ではなく祖父母宅等へ家庭復帰することで虐待者と離れた場合に、ケースを終結し情報提供とする場合があるが、それは適切ではない。指導をかけた上で、祖父母の養育状況の継続的な確認を行うことが必要である。

### ○事例3（※資料P13）

#### （1）移管元児相から移管先児相への第1報のタイミング

- ・ 確実に転居するかを確認して連絡する。
- ・ 一時滞在先の児相に対して、「管内に本家庭が一定期間滞在していること」、「家庭訪問等調査をすること」を、訪問前に現在指導中の児相から一報する。
- ・ 最終的な転居先の児相には、転居の確実性が高い情報が得られた時点で一報する。

#### （2）移管先児相の受理のタイミング

- ・ 一時滞在であれば情報提供のレベルであり、一報の時点で受理はしないが、例えば通告が入ったり、身柄通告となる可能性はあるため、動きがあればすぐに対応できる余地を残しておく。
- ・ 問い合わせがあった事は記録には残すが、正式な受理まではしない。
- ・ 身柄が来たら受理するが、転居予定との事前情報だけでは受理しない。

#### （3）転居後の安全確認を誰がどのように行うか

- ・ 移管元児相が所属と連携して対応する。指導中ケースのため移管元児相が呼び出しを行う。
- ・ 一時滞在先の子家も安全確認に動く必要があるのではないかな。
- ・ 調査依頼を出してもらえれば一時滞在先の児相も受理、同行訪問できる。
- ・ 送致後、児相が職権保護対応し指導中であると、移管元子家は詳細な状況が分からないため、現在指導中の児相から情報提供を受け、滞在先の子家に連絡を入れ、子の現認をする又は滞在先の子家の協力を得る。

#### （4）移管先児相に提供すべき資料の内容、種類

- ・ 児童福祉司指導措置決定通知書の写し
- ・ 移管元児相が保護者に渡している約束事や説明資料
- ・ 転居先として着地する場所の移管先には事務局案記載の資料を引き継ぐが、この事例の状況で一時滞在先の児相には実務的にはここまでの資料は提供しないのではないかな。

#### (5) 追加調査を誰がどのように行うか

- ・ 叔父宅での生活状況、今後の生活場所や転居先についての確認が必要なため、指導中である移管元児相が対応する。
- ・ 移管元子家は、一時滞在先に移れば一時滞在先の子家にも情報提供レベルで伝えるし、本当に転居先に移れば転居先の子家へ移管をする。実際にあった例で、生活拠点を何か所か作る等、居住実態が複数にまたがるケースの場合、複数自治体が同時に受理し、連絡を取り合い、それぞれのすべきことをしつつ連携し合うことが大事。
- ・ 移管のタイミングは、結局どこに落ち着くかが決まるまでは現在指導中の児相が持ちながら、一時滞在先児相にも情報共有していく。
- ・ 2か月、3か月たっても転居先へ移らず、一時滞在と言っていた地に留まる場合、いつまで移管元がケースを持つのか、管轄児相との調整が難航する場合がある。

#### (イ) 転居の事実の把握について<追加議題> (※資料 P14)

転居に関するポイントの事務局案を確認した。

#### (ウ) 児童記録票に記載するポイント<追加議題> (※資料 P15)

児童記録票に記載すべき内容についての事務局案を確認した。工夫点や、移管元に記載してほしい情報等、記載内容のポイントについて、意見交換を行った。

##### 【主な意見】

- ・ 児相がどのような指導方針に基づき、何を行っていくかを記載する必要がある。
- ・ 当該ケースの懸念事項、何が起きたら次の段階に移らなければいけないかという、限界線を記載することが重要。
- ・ 転居を繰り返す家庭は、以前に居住していた自治体から引き継いだ文書が複数あるため、もれなく送付できているか確認できるとよい。
- ・ 居所を転々とするケースは、それぞれの関与時点で心理所見がある。過去の成育歴や、これまでの心理・医療等の関りについての情報は、新たな担当職員が子をアセスメントする場合において必要な情報なので、引き継いでほしい。

#### (エ) アセスメントシートの記載方法や共有のタイミング (※資料 P16)

全国ルールにおける取扱を確認後、アセスメントシートの記入方法(誰がどのタイミングで記入しているか、組織的判断の有無、移管先への共有のタイミング)や記入に迷った事案等について、グループ内で意見交換後、全体で意見交換を行った。

##### 【主な意見】

- ・ 移管か情報提供かを所内で決定するが、所内協議の際にアセスメントシートをもとにして決定する。受け取る時も、組織的に判断している。

- ・ 転居先に移った後の状況をアセスメントした上で記入する。
- ・ 担当福祉司が、移管が決まったタイミングで記入する。組織的判断の有無は、移管の判断をする際に所内で協議するので、その時に諮っている。移管先へ共有のタイミングは、所内で情報提供にするか移管にするかの決定の際に連絡する。
- ・ 乳幼児、過去の介入歴有の場合や、一人親世帯で日常的に子どもを守る人がいない場合、大項目に「はい」がつくが、必ずしも移管ではなく情報提供としてよいと思われるケースもある。
- ・ 実際には様々な支援を受けていても、このシートでは環境要因をそのまま反映できないところもあり、このシートのみでケースの中身をアセスメントするのは難しい。
- ・ 緊急受理会議の時にアセスメントシートをつけている。移管については臨時援助方針会議で決めるので、その場でアセスメントシートをつけている。
- ・ 一時保護に向けてのフローチャートに基づき協議・判断している。

#### (オ) 全国ルール遵守の再徹底、運用の課題の解決方法を検討 (※資料 P17)

移管一か月後の援助方針の再アセスメントの実施については、各児相において改めて実施を徹底することを確認した。また、要保護児童等に関する情報共有システム(国情報共有システム)更改について、こども家庭庁からの情報提供に現在の進捗状況を説明した。

ケース移管に関するシステム等(国情報共有システム・LGWAN 掲示板その他)の活用状況について、意見交換を行った。

##### 【主な意見】

- ・ 国情報共有システムは児相のシステムと同様のデータ入力が必要で、負担感がある。
- ・ 国情報共有システムは、CA 情報の登録や確認での使用のみ。移管の場合、移管票を作り、児童票も整理し、データや記録を入れる作業がある中で、更にこの国情報共有システムの登録は大変。実際の書類のやり取りは郵送で行っている。

#### (カ) 家庭復帰の進め方 (※資料 P18～P22)

一般的な家庭復帰の流れに関する事務局案を確認した。

##### 【主な意見】

- ・ 一時保護しなくても、在宅で通所させて調査をし、援助方針を決定できると判断したものは、早期に一時保護解除するケースもある。そのようなケースは、アセスメントを終えた上で家庭復帰させるケースとは少し異なる進め方となる。
- ・ 家庭復帰のチェックリストを一時保護解除の際に子家と共有できていないと思うため、共有できるツールがあるのに活用されていない現状がある。
- ・ 子家がもともと知っているケースであれば、ケース概要やリスクについて確認し合いながら児相と子家で共有できるが、一時保護したところと全く違う地域に家庭復帰さ

せる場合、復帰前は子どももおらず、また転居前であれば全く関わりもないとなった場合、児相側が子家に対しケースのリスクについて提示し、共有していく必要がある。例外にあたるかもしれないが、そういった留意事項を示したほうが良い。